

#	9-1 構成		標準仕様文書	標準仕様案	要件種別	備考	標準仕様案に対するご意見様評																
	事例レベル1	事例レベル2					標準仕様文書	ご意見とめ	意見数（討議事項）			意見数（指摘）			意見数（質問）			区分	対応方針	対応方針・討議事項概要	討議事項との結びけ		
									事業	自治	計	事業	自治	計	事業	自治	計						
82	資格取得	資格取得	資格取得に係る受付処理簿を作成できること	必須			①受付処理簿という名称がEUCではないと想定してあります。その場合、「内部帳票は帳票要件で作成せず、EUC機能での対応を原則とする想定です。上ヘンダー分付化をお願いします。この仕様は不要ではないでしょうか。②受付処理簿は必須の帳票ではないと考えます。	③すべてにおいて、受付処理簿の作成の機能には、それぞれの受付処理簿に記載（登録）する「項目」の追加が必要	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③：内部帳票となるため、オプションとした上でEUC対応の指を追加する。なお、システムで管理している情報（申請や請求の受付時に登録した、もしくは処理結果登録した情報）を、EUC機能で必要に応じて抽出できるようにするため、管理項目は一律で定義しない。		
83	資格取得	資格取得	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日／出産（予定）日、理由等、備考 等 ④住民記録システムでの管理と重複する項目が多くございますが、宛名番号がございません。住民記録システムと重複する項目は、住民記録システムのデータを参照し適切に想定していただくようお願いいたします。（No.104～325も同様） ⑤宛先に記載したように、異動毎に関しては管理項目ではなく、異動での更新項目の記載をお願いします。その際、「等」に含まれる想定でしょうか。「等」の記載はなく、明確に記載をお願いします。（No.104～325も同様） ⑥また、管理項目を更新項目と想定した場合に、以下の点をご確認をお願いします。 ①基礎年金番号や年金種別の記載がありません。 ②新規取得の際に、出産日などの修正などは不要と想定されます。 ③資格の開始日は該当年月日を想定してありますか。 ④個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名は住民記録システムからの参照となるため、必須機能ではなく、更新するならばオプション機能として、別要件としていただきたい。 ⑤申出書に記載項目の中で個人の特定に使用する項目が管理項目になっている認識ですが、申出書に記載された該当項目を管理しておく必要があるという意味でしょうか？宛名番号を特定し（個人を特定）する機能は必須と想定していいでしょうか？	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	8	2	10	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④⑤⑥：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑦：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑧：追加する ⑨：No.6を参照したうえで、指摘漏れ管理項目を修正 ⑩：指摘のとおりの修正
84	資格取得	資格取得	再取得に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④任意加入に関しては、60歳満了者以外も加入することがあります。60歳満了者に限定する必要はないと思います。 ⑤※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑤：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑥：追加する	
85	資格取得	資格取得	60歳満了者に対し、任意加入に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④任意加入に関しては、60歳満了者以外も加入することがあります。60歳満了者に限定する必要はないと思います。 ⑤※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑤：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑥：追加する ⑦：指摘のとおりの修正	
86	資格取得	資格取得	資格取得における履歴の訂正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑤：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑥：追加する ⑦：残置とする	
87	資格取得	資格取得	資格取得の申請者に対し係付書ができること	必須			①係付書は基礎年金番号を想定してありますか。 ②要望は少ないため、オプションとして想定しております。 ③当機能なし	①不要機能	0	0	0	2	1	3	1	0	1	0	1	指摘 質問	機能要件を修正 質問回答	【修正対応】 ②③④オプションへ変更 【質問回答】 ①相違なし	
88	資格取得	資格取得	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番108と109の違いは何でしょうか？		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：統一	
89	資格取得	資格取得	異動を行う前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番108と109の違いは何でしょうか？	②「行なう」→「行う」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：統一 ②：指摘の通り修正	
90	資格取得	資格取得	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること	必須			①システム出力が必須となるか、議論が必要だと考えます。		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：業務フローに準じて必須とする	
91	資格取得	資格取得	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
92	資格取得	種別変更	種別変更に係る受付処理簿を作成できること	必須			①受付処理簿という名称がEUCではないと想定してあります。その場合、「内部帳票は帳票要件で作成せず、EUC機能での対応を原則とする想定です。上ヘンダー分付化をお願いします。この仕様は不要ではないでしょうか。②受付処理簿は必須の帳票ではないと考えます。	③すべてにおいて、受付処理簿の作成の機能には、それぞれの受付処理簿に記載（登録）する「項目」の追加が必要	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③：内部帳票となるため、オプションとした上でEUC対応の指を追加する。なお、システムで管理している情報（申請や請求の受付時に登録した、もしくは処理結果登録した情報）を、EUC機能で必要に応じて抽出できるようにするため、管理項目は一律で定義しない。	
93	資格取得	種別変更	被保険者の資格に係る種別変更（3→1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑤⑥⑦：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑧：追加する
94	資格取得	種別変更	資格取得における履歴の訂正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑤⑥⑦：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑧：追加する ⑨：残置とする
95	資格取得	種別変更	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番118と119の違いは何でしょうか？		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：統一	
96	資格取得	種別変更	異動を行う前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番118と119の違いは何でしょうか？	②「行なう」→「行う」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：統一 ②：指摘の通り修正	
97	資格取得	種別変更	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること	必須			①システム出力が必須となるか、議論が必要だと考えます。		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：業務フローに準じて必須とする	
98	資格取得	種別変更	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：オプションとして残置	
99	資格取得	資格喪失（死亡）	資格喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑤⑥⑦：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑧：追加する
100	資格取得	資格喪失（死亡）	該当者に対し、一括喪失処理ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④No.79で住民記録システムの連携での異動があるため、死亡に関しては一括喪失処理は不要と考えられます。 ⑤また、一括処理は自治体規模によって必須、オプションの考え方が変わるため、オプションとしております。	④対象者を抽出する機能は必要ですが、必ずしも一括処理である必要はないと考えます。 ⑤管理項目に基礎年金番号を明記 ⑥住民記録システムと自動連携していれば、一括喪失処理は不要。 ⑦住民記録システムと自動連携していれば、一括喪失処理は不要。 ⑧それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	2	2	4	4	2	6	0	0	0	0	0	0	0	討議事項 指摘	【討議事項】 ④⑥⑦⑧：一括処理のニーズについて確認。該当ケースが僅少なからオプションに変更する。システム連携するため、そもそも不要かどうかも含めて確認 【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑩：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑪：追加する
101	資格取得	資格喪失（死亡）	資格喪失における履歴の訂正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令（施行規則）で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：指摘のとおりの修正予定 ②③④：施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑤⑥⑦：No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑧：追加する ⑨：残置とする
102	資格取得	資格喪失（死亡）	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番128と129の違いは何でしょうか？		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：統一	
103	資格取得	資格喪失（死亡）	異動を行う前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番128と129の違いは何でしょうか？	②「行なう」→「行う」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：統一 ②：指摘の通り修正	
104	資格取得	資格喪失（死亡）	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション				①処理結果一覧表の内容を取り込むのであれば、処理結果の反映を待つ形が良いと思います。	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①：付加や免除に係る内容であり、左記については必ずしも処理結果一覧の取込のみで対応する内容ではないため、オプションとして残置	
105	資格取得	資格喪失（死亡）	住民記録システムの異動情報、死亡者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①オプションとして残置	

#	クイ一構成		標準仕様文案	標準仕様案	要件種別	備考	事業者	ご意見まとめ		標準仕様案に対するご意見検評												
	事例レベル1	事例レベル2						事業費	自治体	意見数(討議事項)			意見数(指摘)			意見数(質問)			区分	対応方針	対応方針・討議事項概要	討議事項との結びけ
										事業	自治	計	事業	自治	計	事業	自治	計				
106	資格喪失	海外転出	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考等 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	0	4	2	6	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑤⑥: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ④: 追加する	
107	資格喪失	海外転出	該当者に対し、一括喪失処理ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④No.79で住民記録システムとの連携での異動があるため、死亡に関しては一括喪失処理は不要と考えられます。 ⑤※1 海外転出においては、一件ずつ確認しながら処理を必要とあると考えていますので、一括喪失処理は不要であると考えています。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	2	1	3	3	1	4	0	0	0	0	指摘事項 指摘	機能要件を修正	【討議事項】 ④⑤⑥: 一括処理のニーズについて確認。該当ケースが僅少なオプションに変更する。システム連携するため、そもそも不要かどうかも含めて確認 【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム上で参照可	【討議事項(共通5)】 一括処理に関する要望・要件
108	資格喪失	海外転出	資格喪失における履歴の訂正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑥⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ④: 追加する ⑤: 残置する	
109	資格喪失	海外転出	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番138と139の違いは何でしょうか?		0	0	0	1	0	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 統一		
110	資格喪失	海外転出	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番138と139の違いは何でしょうか? ②作成する異動報告(喪失)の異動報告という認識でよいでしょうか。	①「行なう」→「行う」	0	0	0	1	1	2	1	0	1	指摘 質問	機能要件を修正 質問回答	【修正対応】 ①: 統一 ③: 指摘の通り修正 【質問回答】 ②: 相違なし		
111	資格喪失	海外転出	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日: 資格喪失日 免除終了日: 喪失日の属する月の前月	オプション				④処理結果一覧表の内容を取り込むのであれば、処理結果の反映を待つ形が良いと思います。	0	0	0	0	1	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 付加や免除に係る内容であり、左記については必ずしも処理結果一覧の取込みのみで対応する内容ではないため、オプションとして残置		
112	資格喪失	海外転出	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること(EUC対応)	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: オプションとして残置		
113	資格喪失	60歳到達	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑤⑥: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ④: 追加する	
114	資格喪失	60歳到達	指定期間内に期間満了する該当者に対し、一括で喪失処理ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑤⑥: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ④: 追加する	
115	資格喪失	60歳到達	資格喪失における履歴の訂正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑥⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム上で参照可 ④: 追加する ⑤: 残置とする	
116	資格喪失	60歳到達	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番148と149の違いは何でしょうか?		0	0	0	1	0	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 統一		
117	資格喪失	60歳到達	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番148と149の違いは何でしょうか?	①「行なう」→「行う」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 統一 ②: 指摘の通り修正		
118	資格喪失	60歳到達	期間満了処理の被保険者のうち、予定加入者について高齢任意加入の処理ができること	オプション				①予定加入者とは、60歳前に予め加入手続きを受け付けることでしょうか。	0	0	0	0	0	0	0	1	1	質問	質問回答	【質問回答】 ①: 60歳到達に伴う加入手続きです		
119	資格喪失	60歳到達	高齢任意加入者について予定喪失処理を行えること	オプション				④処理結果一覧表の内容を取り込むのであれば、処理結果の反映を待つ形が良いと思います。	0	0	0	0	1	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 実装している団体があるため、残置		
120	資格喪失	60歳到達	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日: 資格喪失日 免除終了日: 喪失日の属する月の前月	オプション				④処理結果一覧表の内容を取り込むのであれば、処理結果の反映を待つ形が良いと思います。	0	0	0	0	1	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 付加や免除に係る内容であり、左記については必ずしも処理結果一覧の取込みのみで対応する内容ではないため、オプションとして残置		
121	資格喪失	60歳到達	期間満了およびその予定者(60-65-70歳到達)情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること(EUC対応)	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: オプションとして残置	
122	資格喪失	その他	資格喪失に係る受付処理簿を作成できること	必須			①受付処理簿という名称からEUCではないと想定しております。この場合、「内部帳票は帳票要件で定義せず、EUC機能での対応を原則とする想定です。1と2への分岐化をお願いします。この仕様は不要ではないでしょうか。 ②受付処理簿は必須の帳票は無いと考えます。	③すべてにおいて、受付処理簿の作成機能には、それぞれの受付処理簿に記載(登録)する項目の追加が必要	0	0	0	2	1	3	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: 内部帳票となるため、オプションとした上でEUC対応の届、追記する。なお、システムで管理している情報(申請請求の受付時に登録した、しんは処理結果登録した情報)を、EUC機能で必要に応じて抽出できるようにするため、管理項目は一律で定義しない。		
123	資格喪失	その他	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑤⑥: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ④: 追加する	
124	資格喪失	その他	1号から3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑤⑥: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム上で参照可 ④: 追加する	
125	資格喪失	その他	被保険者の65歳以上加入者の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤「被保険者の65歳以上加入者」→「被保険者のうち65歳以上加入者」 ⑥それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	4	3	7	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑥⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ④: 追加する ⑤: 指摘の通り修正	
126	資格喪失	その他	資格喪失における履歴の訂正・削除・照会ができること	必須			①個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ②必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ③個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘のおお修正予定 ②⑥⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: No.79のとおり、住民記録システム上で参照可 ④: 追加する ⑤: 残置する	
127	資格喪失	その他	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番162と163の違いは何でしょうか?		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 統一	
128	資格喪失	その他	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番162と163の違いは何でしょうか?	②「行なう」→「行う」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 統一 ②: 指摘の通り修正	
129	資格喪失	その他	国民年金被保険者関係届書(申出書)を出力できること	必須			①システム出力が必須となるが、議論が必要だと考えます。		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 業務フローに準じて残置する	
130	資格喪失	その他	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日: 資格喪失日 免除終了日: 喪失日の属する月の前月	オプション				①156cと同じ ②「終了期間が自動的に～」→「終了期間を自動的に～」	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 残置 ②: 指摘の通り修正	
131	資格喪失	その他	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること(EUC対応)	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: オプションとして残置	
132	資格喪失	国内転入	転入(管内・管外)に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること	必須			①転入(管内・管外)とはどのような意味でしょうか? ②国内転入登録が必要な項目は、転入日、転入前住所、転入時の現住所の認識ですが、問題ないでしょうか? ③個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ④必須とするのであれば、等という記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ⑤個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ⑥※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	6	2	8	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 管内・管外に係る記載は削除 ②⑦⑧: 相違なし。管理項目は修正 ③: 指摘のおお修正予定 ④: 申請により登録する項目に絞って記載する ⑤: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ⑥: 追加する	
133	資格喪失	国内転入	資格喪失における履歴の訂正・削除・照会ができること	必須			①国内転入は資格喪失ではないので実装不可です。 ②個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ③履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ④管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 国内転入は住民記録システムからの情報連携で取り込むだけであるため、本機能は削除 ②: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ③: 追加する ④⑤⑥: 施行規則に準じた項目に絞って記載する	
134	資格喪失	国内転入	再転入で新規の住民データが作成された際に、旧住民コードの年金情報を新しい住民コードに転移できること	必須			①住民コードとは、項番1で記載されている宛名番号のことでしょうか? ②用語は標準仕様内で統一していただきます。		0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 宛名番号に変更する ②: 指摘の通り修正する	
135	資格喪失	国内転入	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番173と174の違いは何でしょうか?		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 統一	

#	事例レベル1	事例レベル2	標準仕様文書	標準仕様書	要件種別	備考	標準仕様書に対するご意見様評													
							事業者		自治体		意見数(討議事項)		意見数(指摘)		意見数(質問)		区分	対応方針	対応方針・討議事項概要	討議事項との結びけ
							事業	自治	事業	自治	事業	自治	事業	自治	事業	自治				
136	資格異動	国内転入	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番17321174の違いは何でしょうか？	②「行なう」→「行う」	0	0	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正 ①: 統一 ②: 指摘の通り修正		
137	資格異動	国内転入	転入者の中で国内転入の形跡ありの年金未加入者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること (EUC対応)	オプション			①転入者には基本的に台帳がないため、「指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報」一括に出す必要はないと思われます。	②「形跡ありの」→「形跡がある」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 同時に出力することを意味していないため、残置とする(機能一覧に記載のある内部帳票については原則記載する方針のため) ②: 指摘の通り修正	
138	資格異動	国内転出	転出に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考 等	必須			①国内転出で登録が必要な情報は、転出日、転出先住所の認識ですが、問題ないでしょうか？ ②個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ③必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ④個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ⑤国内転出の異動では、基本的に住所他の異動だけなので、年金資格は喪失されません。 ⑥※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。 ⑦転出に係る異動は、住民記録システムの転出異動が国民年金システム反映されれば問題ないと解釈いたしました。	⑤管理項目に基礎年金番号を明記 ⑥それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	7	2	9	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 相違なし。管理項目を修正 ②: 指摘のとおり修正予定 ③④⑤: 施行規則に準じた項目に絞って記載するため、国民年金システム上で参照可 ⑥: 追加する ⑦: 資格喪失と関連しないため、削除を検討。残置する場合、管理項目については、異動関連は関係ないため修正する	
139	資格異動	国内転出	該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考 等	必須			①国内転出では、資格は喪失しないので実装不可です。 ②個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ③国内転出で資格喪失するだけなので、一括喪失処理は不要と考えます。 ④国内転出の異動では、基本的に住所他の異動だけなので、年金資格は喪失されません。 ⑤※1 国内転出者においては、喪失処理を行う必要はないと考えられています。	④管理項目に基礎年金番号を明記 ⑤住民記録システムと自動連携していれば、一括喪失処理は不要。 ⑥それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	5	3	8	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①⑥: ご指摘の通り、本機能は削除 ②③④: 本機能は削除 ⑤: 追加する ⑦: 資格喪失と関連しないため、管理項目については、異動関連は関係ないため修正する ⑧: 施行規則に準じた項目に絞って記載する	
140	資格異動	国内転出	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考 等	必須			①国内転出では、資格異動は発生しないので実装不可です。 ②個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ③国内転出の異動では、基本的に住所他の異動だけなので、年金資格は喪失されません。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤国内転出者においては、資格異動を行う必要はないと考えられています。	③管理項目に基礎年金番号を明記 ④それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 国内転出は住民記録システムからの情報連携で取り込みにくいため、本機能は削除する ②: No.79のとおり、住民記録システム連携しているため、国民年金システム上で参照可 ③: 追加する ④: 管理項目、および機能要件の文言は修正する ⑤: 残置とする ⑥: 施行規則に準じた項目に絞って記載する	
141	資格異動	国内転出	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番1822183の違いは何でしょうか？ ②転出の異動は年金機構にて把握可能なため、異動報告は基本的に不要とお伺いしています。		0	0	0	2	0	2	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 統一 ②: 異動報告不要のため、削除	
142	資格異動	国内転出	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番1822183の違いは何でしょうか？ ②転出の異動は年金機構にて把握可能なため、異動報告は基本的に不要とお伺いしています。	③「行なう」→「行う」	0	0	0	2	1	3	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 統一 ②: 異動報告不要のため、削除 ③: 指摘の通り修正	
143	資格異動	国内転出	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること (EUC対応)	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: オプションとして残置	
144	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	氏名訂正に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考 等	必須			①異動の登録・修正・削除・照会とは、どのような情報の登録・修正・削除・照会を想定しているのでしょうか？明確に定義する必要があると思います。 ②個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ③必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ④氏名変更では、氏名変更は変更前氏名の情報の管理が必要です。 ⑤氏名訂正記録は、住民記録システム(宛名)の情報を照会すればよく、国民年金システムにて登録・修正する機能は不要と考えます。 ⑥個人番号をもたない被保険者のための異動報告の作成のための異動という想定で問題ないでしょうか。 ⑦※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	⑥管理項目に基礎年金番号を明記 ⑦それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	7	2	9	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①⑤⑥の氏名・性別・生年月日は住民記録システムからの情報連携で自動で取り込むだけであるため、本機能は削除する ②: 指摘のとおり修正予定 ③④⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑧: 管理項目を追加 ⑨: 追加する	
145	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	性別訂正に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考 等	必須			①異動の登録・修正・削除・照会とは、どのような情報の登録・修正・削除・照会を想定しているのでしょうか？明確に定義する必要があると思います。 ②個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ③必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ④性別訂正では、性別訂正日と性別の情報の管理が必要です。 ⑤性別訂正記録は、住民記録システム(宛名)の情報を照会すればよく、国民年金システムにて登録・修正する機能は不要と考えます。 ⑥個人番号をもたない被保険者のための異動報告の作成のための異動という想定で問題ないでしょうか。 ⑦※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	⑥管理項目に基礎年金番号を明記 ⑦それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	7	2	9	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①⑤⑥の氏名・性別・生年月日は住民記録システムからの情報連携で自動で取り込むだけであるため、本機能は削除する ②: 指摘のとおり修正予定 ③④⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑧: 管理項目を追加 ⑨: 追加する	
146	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	生年月日訂正に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考 等	必須			①異動の登録・修正・削除・照会とは、どのような情報の登録・修正・削除・照会を想定しているのでしょうか？明確に定義する必要があると思います。 ②個人番号～外国人通称名については、共通的に管理する項目なので、「共通」で纏めて定義するほうが良いです。 ③必須とするのであれば、等しい記載は明確に定義するべきではないでしょうか。定義する際は、その届出で管理すべき情報のみを定義するべきではないでしょうか。 ④生年月日訂正では、生年月日訂正日、旧生年月日の情報の管理が必要です。 ⑤生年月日訂正記録は、住民記録システム(宛名)の情報を照会すればよく、国民年金システムにて登録・修正する機能は不要と考えます。 ⑥個人番号をもたない被保険者のための異動報告の作成のための異動という想定で問題ないでしょうか。 ⑦※1 管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	⑥管理項目に基礎年金番号を明記 ⑦それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	7	2	9	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①⑤⑥の氏名・性別・生年月日は住民記録システムからの情報連携で自動で取り込むだけであるため、本機能は削除する ②: 指摘のとおり修正予定 ③④⑦: 施行規則に準じた項目に絞って記載する ⑧: 管理項目を追加 ⑨: 追加する	
147	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、届書種類・番号、該当・申出年月日/出産(予定)日、理由等、備考 等	必須			①氏名・性別・生年月日変更で資格異動は発生しないため、実装不可です。 ②氏名・性別・生年月日変更に伴う資格異動は不要と考えます。 ③住民記録システムと連携し、氏名等を参照する必要はありますが、氏名・性別・生年月日変更での資格異動は不要と想定しております。そのため、住民記録システムと連携しない場合のオプション機能でよいではないでしょうか。 ④履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	③管理項目に基礎年金番号を明記 ④それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	5	2	7	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①②④⑤の氏名・性別・生年月日は住民記録システムからの情報連携で自動で取り込むだけであるため、本機能は削除する ③⑥⑦: 追加する ⑧⑨: 施行規則に準じた項目に絞って記載する	
148	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番1922193の違いは何でしょうか？ ②氏名・性別・生年月日訂正報告は、一括処理で作成するのが良いと考えます。(処理日時で個人番号未付番で、1号加入中、任意加入中の人に対して作成する)		0	0	0	2	0	2	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 統一 ②: 上記参考修正想定	
149	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番1922193の違いは何でしょうか？ ②氏名・性別・生年月日訂正報告は、一括処理で作成するのが良いと考えます。(処理日時で個人番号未付番で、1号加入中、任意加入中の人に対して作成する)	③「行なう」→「行う」	0	0	0	2	1	3	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 統一 ②: 上記参考修正想定 ③: 指摘の通り修正	
150	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること (EUC対応)	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: オプションとして残置	
151	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	住所変更に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること	必須			①マイナンバー未付番の場合は、住所変更について年金機構への報告が必要になります。また、年金機構の住所が所管していた場合に、住所変更の報告が必要になる場合があるため、追加しました。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【要件追加】 ①: 追加する	
152	資格異動	追加・訂正	追加・訂正に係る受付処理欄を作成できること	必須			①受付処理欄という名称がEUCではないと想定しております。 ②その場合、「内部帳票は標準要件で定義せず、EUC機能での対応を原則とする想定です。1とヘンダ化分ではお伺いしました。この仕様は不要ではないでしょうか。 ③受付処理欄は必須の標準では無いです。	③すべてにおいて、受付処理欄の作成の機能には、それぞれの受付処理欄に記載(登録)する項目の追加が必要	0	0	0	2	1	3	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①②③: 内部帳票となるため、オプションとした上でEUC対応の旨、追記する。なお、システムで管理している情報(申請や請求の受付時に登録した、もしくは処理結果登録した情報)を、EUC機能で必要に応じて抽出できるようにするため、管理項目は一律で定義しない。	
153	資格異動	追加・訂正	資格取得、喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 生年月日、氏名、性別、住所、届書種類・番号、取得記録1(訂正前)、取得記録1(訂正後)、喪失記録1(訂正前)、喪失記録1(訂正後)、喪失記録2(訂正前)、取得記録2(訂正前)、喪失記録2(訂正前)、喪失記録2(訂正後)、喪失記録2(訂正後)、喪失記録2(訂正後)、種別(訂正前)、種別(訂正後)、理由、喪失予定に対応する取得年月日、喪失予定年月日、区分、65歳以上申込区分、65歳前喪失者区分、訂正前の性別、訂正に至った事由 等	必須			①個人番号、生年月日など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ②取得記録、喪失記録2はあらかじめ記載されていますが、1組が良いと考えます。 ③国民年金システム内で個人番号の情報を保持する仕組みではないため対象が外れしは、いではないでしょうか。 ④項番103に記載された資格取得に記載された項目以外の項目(喪失予定に対応する取得年月日、喪失予定年月日、区分、65歳以上申込区分、65歳前喪失者区分)は必要な項目になりますか。 ⑤管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	③管理項目に基礎年金番号を明記 ④それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	4	2	6	1	0	1	指摘 質問	機能要件を修正 質問回答 【修正対応】 ①④⑥⑦: 指摘の通り修正。施行規則に準じた項目に絞って記載する(個人番号は削除とする) ③: 追加する ⑤: 追加する 【質問回答】 ⑤: 資格・訂正報告書に準じて登録を行うため、必要とする	
154	資格異動	追加・訂正	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、生年月日、氏名、性別、住所、届書種類・番号、取得記録1(訂正前)、取得記録1(訂正後)、喪失記録1(訂正前)、喪失記録1(訂正後)、取得記録2(訂正前)、取得記録2(訂正後)、喪失記録2(訂正前)、喪失記録2(訂正後)、喪失記録2(訂正後)、種別(訂正前)、種別(訂正後)、理由、喪失予定に対応する取得年月日、喪失予定年月日、区分、65歳以上申込区分、65歳前喪失者区分、訂正前の性別、訂正に至った事由 等	必須			①個人番号、生年月日など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ②取得記録、喪失記録2はあらかじめ記載されていますが、1組が良いと考えます。 ③履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ④管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	③管理項目に基礎年金番号を明記 ④それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	4	2	6	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①⑤⑥: 指摘の通り修正。施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: 1組分とする ④: 追加する ⑤: 残置とする	
155	資格異動	追加・訂正	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①項番2012202の違いは何でしょうか？		0	0	0	1	0	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 統一	
156	資格異動	追加・訂正	異動を行なう前に、異動報告書を作成するかどうかを選択できること	必須			①項番2012202の違いは何でしょうか？	②「行なう」→「行う」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 統一 ②: 指摘の通り修正	
157	資格異動	追加・訂正	被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書(申出書)を出力できること	必須			①「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書(申出書)」は、法令で定められた帳票でない認識ですが、法令で定められた帳票なのでしょうか？ ②システム出力が必要となるが、議論が必要だと考えます。		0	0	0	0	0	0	2	0	2	質問	質問回答 【質問回答】 ①: 外部帳票かつ法令上必須の意見を複数いただいたため残置 ②: 業務フローに準じて必須とする	
158	資格異動	追加・訂正	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること (EUC対応)	オプション				①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: オプションとして残置	
159	資格異動	不在	不在に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 年金手帳の基礎年金番号、生年月日、該当年月日、転出先住所(住所コード、住所(2)ガナ)、被保険者氏名、住民票削除理由、住所判明年月日、判明住所(郵便番号、住所(市区町村コード、2)ガナ)、変更年月日、氏名変更を伴う場合(変更後の氏名、変更年月日)、氏名 等	必須			①生年月日、転出先住所など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ②管理項目として、届出未登録者報告書、届所未登録者住所判明報告書に必要な項目を記載されて、サポートしていないため。 ③管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	④それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	3	1	4	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 指摘の通り修正。申請に係る項目に絞って記載する ②③④: 施行規則に準じた項目に絞って記載する	
160	資格異動	不在	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 年金手帳の基礎年金番号、生年月日、該当年月日、転出先住所(住所コード、住所(2)ガナ)、被保険者氏名、住民票削除理由、住所判明年月日、判明住所(郵便番号、住所(市区町村コード、2)ガナ)、変更年月日、氏名変更を伴う場合(変更後の氏名、変更年月日)、氏名 等	必須			①不在は資格異動ではないため実装不可 ②生年月日、転出先住所など、住民記録システムに係る項目は、住民記録システム(宛名)で一元管理し、国民年金システムは必要に応じて参照するのが良いと考えます。 ③履歴の訂正・削除・照会については、サポートしていないため。 ④管理項目については、No.103と同様に検討が必要だと考えます。	⑤それぞれの届出種類ごとに、法令(施行規則)で規定された本人の届出事項を正しく管理項目として記載いただくようお願いいたします。	0	0	0	4	1	5	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 文言修正予定 ②④⑤: 指摘の通り修正。施行規則に準じた項目に絞って記載する ③: 残置とする	
161	資格異動	不在	異動報告を必要とする異動と必要としない異動の切り分けができること	必須			①不在は異動報告の対象ではないため実装不可 ②現在、年金機構から提示されている異動報告書の様式には不在の異動事由がございません。このシステム標準化のタイミングで、「届所未登録者報告書」の様式が提示されるという認識でよろしいでしょうか。		0	0	0	2	0	2	0	0	0	指摘	機能要件を修正 【修正対応】 ①: 不在は年金機構への報告対象であるため、「異動報告」の文言を修正する ②: 年金機構へ確認要	

#	URI構成		標準仕様文書	標準仕様案	要件種別	備考	標準仕様案に対するご意見様評												区分	対応方針	対応方針・討議事項概要	討議事項との関係	
	事例レベル1	事例レベル2					事業者						ご意見まとめ										
	事業者	自治体					事業者 (討議事項)	事業者	自治体	事業者 (指摘)	事業者 (質問)	事業者	自治体	事業者	自治体	事業者	自治体						
301	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること (EUC対応)	必須		①宛名不一致の一覧は何に使用するのでしょうか? ②事例レベル2に「所得情報提供 (年金生活者支給給付金)」とありますが「所得情報提供 (継続免除)」の誤りでしょうか。 ③基礎年金番号からとってきて宛名不一致はなしの想定 ④EUC対応に対応するか、オプションでよいと思います。	①不要機能	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	2	指摘	修正対応 質問回答	【修正対応】 ②: 修正予定 ③: マイナンバー連携で対応できないケースを踏まえ、自治体規模に準じて実装を検討する前提で、オプションとする ⑤: オプションとする 【質問回答】 ①④: 宛名が特定できなかった対象者に対しては、手動で所得情報を取得するため、必要と史料		
302	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	必須		②過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できないため。 ③現在の運用上は、送付するファイルを別途保存して頂く運用しており、システム化必須では無いと考えています。	①不要機能	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ※「所得情報提供 (免除動契・継続免除)」に係る機能の必須有無 ①②③: マイナンバー連携で対応できないケースを踏まえ、自治体規模に準じて実装を検討する前提で、オプションとする		
303	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	必須			①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ※「所得情報提供 (免除動契・継続免除)」に係る機能の必須有無 ①: マイナンバー連携で対応できないケースを踏まえ、自治体規模に準じて実装を検討する前提で、オプションとする		
304	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データも収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	必須		①項目387と394の違いはなんですか?	②不要機能	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ②: マイナンバー連携で対応できないケースを踏まえ、自治体規模に準じて実装を検討する前提で、オプションとする ④: No.394を削除		
305	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除することができること	必須		①所得情報提供依頼媒体用の情報を修正とは、何を元に何を修正するのでしょうか? これまでのウケージ導入においてそいふ要件は無いことがありません。 ②所得情報提供依頼のデータは全て提供する必要がありますため、削除することはできないと思います。 ③削除機能について、どのような場合に発生するか確認したい。 ④修正・削除機能は、オプションとした方がよいと思います。	①不要機能	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②④: 「手動で所得情報を添付した際に、誤植を削除・修正する」等のケースを想定。 ③: マイナンバー連携で対応できないケースを踏まえ、自治体規模に準じて実装を検討する前提で、オプションとする ⑤: オプションとする		
306	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	継続免除判定を行えること	オプション			①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: オプションとして残置		
307	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	継続免除の情報を免除履歴として管理できること	オプション			①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: オプションとして残置		
308	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	継続審査対象者のうち、所得未申告者について (継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票、(継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (市区確認書) を作成したとしても、未申告なので所得情報は出力できません。 ②所得未申告者は年金生活者支給給付金では年金機構にて所得なしと判断するお伺いしたのですが、継続審査に関しては、左記の事務が年金機構とのやり取りが必要となる運用という想定でよろしかったでしょうか。 ③ (継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票、(継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (市区確認書) の様式に関しては、年金機構から仕様が表示されるという認識でよろしかったでしょうか。 ④該当機能なしのため ⑤運用想定が不明なため、オプションとしています。	必須		①これまでのパッケージ導入において左記のような要件は聞いたことがありません。” (継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票”とは、どのような帳票でしょうか? また、未申告者に対して (継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (市区確認書) ”を作成したとしても、未申告なので所得情報は出力できません。 ②所得未申告者は年金生活者支給給付金では年金機構にて所得なしと判断するお伺いしたのですが、継続審査に関しては、左記の事務が年金機構とのやり取りが必要となる運用という想定でよろしかったでしょうか。 ③ (継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票、(継続審査用) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (市区確認書) の様式に関しては、年金機構から仕様が表示されるという認識でよろしかったでしょうか。 ④該当機能なしのため ⑤運用想定が不明なため、オプションとしています。	①不要機能	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③④⑤⑥: 機能を有する団体に確認し、利用しなから削除	
309	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	所得情報データの確認用で作成された確認用CSVファイル参照し、作成したデータ内容を確認できること	必須			①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ※「所得情報提供 (免除動契・継続免除)」に係る機能の必須有無 ①: マイナンバー連携で対応できないケースを踏まえ、自治体規模に準じて実装を検討する前提で、オプションとする		
310	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	所得情報データに係る各種一覧を確認できること (EUC対応)	必須		①各種一覧表とはどのようなものですか? ②各種一覧について明記をお願いします。 ④EUC対応に対応するか、オプションでよいと思います。	①不要機能	0	0	0	1	1	2	2	0	2	0	2	質問 指摘	質問回答 機能要件を修正	【質問回答】 ①②④: 各自治体が必要に応じてEUC対応で作成するため、詳細は明記しない 【修正対応】 ③④: オプションへ変更		
311	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	年金機構の定めるレイアウトで、磁気媒体による所得情報交換を行う事ができること	必須		①項目387と394の違いはなんですか?	②「行な」→「行」	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: No.394を削除 ②: 指摘の通り修正		
312	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	16歳以上19歳未満の扶養親族数の異動を行えること (一括の登録も行えること)	オプション			①不要機能	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: オプションとして残置		
313	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	扶養者数カウントファイルから扶養者数不一致リストを作成できること	オプション		①扶養者数カウントファイルとはどのようなファイルでしょうか? ②扶養者数カウントファイルとは、どこから作成される (または受領する) ファイルでしょうか。	①不要機能	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	質問	【質問回答】 ①②③: 内部確認要 ④: オプションとして残置		
314	情報提供・その他	所得情報提供 (継続免除)	16歳以上19歳未満の扶養親族数、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること (EUC対応)	オプション		②EUC対応に対応するか、オプションでよいと思います。	①不要機能	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②: オプションとして残置		
315	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	年金機構 (国保連合会経由) から提供された提供依頼データシステムの取込みができること	必須				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
316	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定、解除ができること	必須		①宛名情報を一括で「解除」するというのは具体的にどのような処理を行うのでしょうか。詳細が不明なため、実装不可です。 ②個人特定は必要だと思いますが、解除の必要性がわかりません。		0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①②: 特定した対象を解除するという意味。(特定した対象者に対し情報を取得するため、必要に応じて解除できる機能は必要と史料)		
317	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること (EUC対応)	必須		①宛名不一致の一覧は何に使用するのでしょうか? ②EUC対応に対応するか、オプションでよいと思います。		0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	質問 指摘	質問回答 機能要件を修正	【質問回答】 ①: 宛名が特定できなかった対象者に対しては、手動で所得情報を取得するため、必要と史料 【修正対応】 ②: オプションに変更		
318	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	必須		①過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できないため。 ②現在の運用上は、送付するファイルを別途保存して頂く運用しており、システム化必須では無いと考えています。		0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②: オプション化を検討		
319	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	必須				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
320	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データも収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	必須		①項目406と410の違いはなんですか?		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: No.410を削除		
321	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除できること	必須		①所得情報提供依頼媒体用の情報を修正とは、何を元に何を修正するのでしょうか? これまでのウケージ導入においてそいふ要件は無いことがありません。 ②所得情報提供依頼のデータは全て提供する必要がありますため、削除することはできないと思います。 ③削除機能について、どのような場合に発生するか確認したい。 ④修正・削除機能は、オプションとした方がよいと思います。		0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③④: 「手動で所得情報を添付した際に、誤植を削除・修正する」等のケースを想定。要件種別の考え方に基づき、必須としているが、オプションへの変更も検討		
322	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	所得情報データの確認用で作成された確認用CSVファイル参照し、作成したデータ内容を確認できること	必須				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
323	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧を確認できること (EUC対応)	必須		①該当者・非該当者とはどのような対象者でしょうか? また、各種一覧表とはどのようなものですか? ②該当者、非該当者の該当は、住民と突合できたかどうかという一覧でしょうか。 ③各種一覧について明記ください。 ④該当者・非該当者に係る判定をしておらずどのような一覧を想定されていますか ⑤EUC対応に対応するか、オプションでよいと思います。		0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③④⑤: 左記について不要であれば削除 (必要に応じて機能を有する団体に確認)	
324	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	年金機構 (国保連合会経由) へ回付する所得情報提供データの出力ができること	必須		①項目406と410の違いはなんですか?		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: No.410を削除		
325	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	受給者マスタの更新に伴い、受給者番号変更リストを作成できること	オプション		①受給者マスタとはどのようなものですか? また、更新とはどのような更新でしょうか? ② (EUC対応) と記載がありますが、EUCでの対応という想定でしょうか。		0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①: 文書修正する (受給者の所得変更情報を一覧で確認できること) ②: 指摘対応のとおり、EUC対応の旨追記		
326	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	扶養者数カウントファイルから扶養者数不一致リストを作成できること	オプション		①扶養者数カウントファイルとはどのようなファイルでしょうか? ②扶養者数カウントファイルとは、どこから作成される (または受領する) ファイルでしょうか。		0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	質問	質問回答	【質問回答】 ①②: すでに扶養者数は自治体が保有している情報を提示する前提であるため、不一致リストは不要とする		
327	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること (EUC対応)	オプション		①年金生活者給付金において、扶養者・配偶者が登録されている対象者を確認する必要があるのでしょうか? ②EUC対応に対応するか、オプションでよいと思います。		0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②: 利用状況を確認の上、利用しなから削除		
328	情報提供・その他	所得情報提供 (年金受給者)	年金機構から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	必須		①年金受給者に係る所得情報提供依頼データでは提供されない認識です。 ※年金生活者支給給付金の媒体に含まれない年金受給者の前提 ②年金生活者支給給付金以外の提供依頼データがあるのでしょうか。 ③左記の所得媒体に関しては、年金機構から仕様が提示されるという認識でよろしかったでしょうか。 ④年金受給者について、提供依頼データではなく年金受給者の情報からの仕組みか考えていない。 ⑤年金生活者支給給付金の所得情報提供依頼と同じインフラとして考えて良いでしょうか。 ⑥年金生活者支給給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	①不要機能	4	1	5	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	討議事項 質問	【討議事項】 ※提供媒体に係る確認 (データ/紙) 【質問回答】 ①⑤: データでの提供はなく、紙媒体による情報提供で相違ないか確認 ③⑥: 年金機構へ確認要 ④⑤: 必須でよい確認 【質問回答】 ②⑦: 年金生活者支給給付金も含めた年金受給者に係る所得情報	【討議事項 (共通)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取扱い方針
329	情報提供・その他	所得情報提供 (年金受給者)	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定、解除ができること	必須		②年金受給者について、提供依頼データではなく年金受給者の情報からの仕組みか考えていない。 ③No.417と同様です。 ④年金生活者支給給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	①不要機能	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: No.417と同様 ④: 年金生活者支給給付金も含めた年金受給者に係る所得情報		
330	情報提供・その他	所得情報提供 (年金生活者支給給付金)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること (EUC対応)	必須		①宛名不一致の一覧は何に使用するのでしょうか? ②事例レベル2に「所得情報提供 (年金生活者支給給付金)」とありますが「所得情報提供 (年金受給者)」の誤りでしょうか。 ③年金受給者について、提供依頼データではなく年金受給者の情報からの仕組みか考えていない。 ④年金生活者支給給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	①不要機能	0	0	0	2	1	3	2	0	2	0	2	指摘 質問	機能要件を修正 質問回答	【修正対応】 ②: 修正予定 ③④: No.417を含む 【質問回答】 ①: 宛名が特定できなかった対象者に対しては、手動で所得情報を取得するため、必要と史料 ⑤: 年金生活者支給給付金も含めた年金受給者に係る所得情報		
331	情報提供・その他	所得情報提供 (年金受給者)	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	必須		②過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できないため。 ③現在の運用上は、送付するファイルを別途保存して頂く運用しており、システム化必須では無いと考えています。 ④年金生活者支給給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	①不要機能	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: No.417を含む ④: 年金生活者支給給付金も含めた年金受給者に係る所得情報		

#	UI構成		標準仕様文案	標準仕様案	要件種別	備考	標準仕様案に対するご意見様評												区分	対応方針	対応方針・討議事項概要	討議事項との結びけ		
	事例レベル1	事例レベル2					ご意見まとめ		自治体		意見数(指摘)		意見数(質問)		意見数(質問)		討議事項	討議事項					討議事項	討議事項
							事業者	ご意見まとめ	事業者	自治体	事業	自治	事業	自治	事業	自治								
332	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	必須			①年金受給者に係る所得情報提供依頼はデータでは提供されない認識です。 ※年金生活者支援給付金の媒体に含まれない年金受給者の前提 ②年金受給者について、提供依頼データではなく年金受給者の情報からの仕組みがもてていない。 ③No.417と同様です。 ④年金生活者支援給付金の所得情報提供依頼と同じ想定だとすると、配偶者、世帯主の所得情報を連携する項目はないと考えています。 ⑤年金生活者支援給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	②不要機能											討議事項 指摘	機能要件を修正	【討議事項】※提供媒体に係る確認(データ/紙) ①: データでの提供はなく、紙媒体による情報提供で相違ないか確認 【修正対応】 ②③④⑤: No.417を含む ⑥: 年金生活者支援給付金も含めた年金受給者に係る所得情報	【討議事項(共通①)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針		
333	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データも収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	必須			①年金受給者に係る所得情報提供依頼はデータでは提供されない認識です。 ※年金生活者支援給付金の媒体に含まれない年金受給者の前提 ②年金受給者について、提供依頼データではなく年金受給者の情報からの仕組みがもてていない。 ③No.417と同様です。 ④年金生活者支援給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	②不要機能											討議事項 指摘	機能要件を修正	【討議事項】※提供媒体に係る確認(データ/紙) ①: データでの提供はなく、紙媒体による情報提供で相違ないか確認 【修正対応】 ②③④⑤: No.417を含む ⑥: 年金生活者支援給付金も含めた年金受給者に係る所得情報	【討議事項(共通①)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針		
334	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	所得情報提供依頼結果媒体の情報について、照会・修正・削除できること	必須			①年金受給者に係る所得情報提供依頼はデータでは提供されない認識です。 ※年金生活者支援給付金の媒体に含まれない年金受給者の前提 ②年金受給者について、提供依頼データではなく年金受給者の情報からの仕組みがもてていない。 ③No.417と同様です。 ④年金生活者支援給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	②不要機能											討議事項 指摘	機能要件を修正	【討議事項】※提供媒体に係る確認(データ/紙) ①: データでの提供はなく、紙媒体による情報提供で相違ないか確認 【修正対応】 ②③④⑤: No.417を含む ⑥: 年金生活者支援給付金も含めた年金受給者に係る所得情報	【討議事項(共通①)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針		
335	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	障害基礎年金および特別障害給付金の受給権者のうち、新規規定者・市外転入者について所得状況の入力により支給判定が行えること	オプション			①支給判定は、年金機構で行うものなので実装不可です。	②不要機能											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②: 機能削除			
336	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	所得情報データの確認用に作成された確認CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	必須			②年金受給者について、提供依頼データではなく年金受給者の情報からの仕組みがもてていない。 ③No.417と同様です。 ④年金生活者支援給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	①不要機能											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: No.417を含む ④: 年金生活者支援給付金も含めた年金受給者に係る所得情報			
337	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧を確認できること(EUC対応)	必須			①該当者、非該当者の該当は、住民と突合できたかどうかという一覧でしょうか。 ②各種一覧について明記ください。 ③所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧とは。 ④No.417と同様です。 ⑤年金生活者支援給付金の老齢・障害・遺族であれば、必須になります。	③不要機能											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③④⑤⑥: 左記について不要であれば削除(必要に応じて機能を有する団体へ確認)			
338	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	受給所得一覧、連名簿を作成できること	オプション			①左記の受給所得一覧、連名簿に関しては、年金機構から仕様が提示されるという認識でよろしかったでしょうか。 ②不要機能	①(実装不可意見)本市では使用しおらず、実務に影響がないため ③不要機能											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: 利用状況を確認のうえ、必要に応じて削除			
339	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	受給年金情報管理として、所得状況届の提出状況の登録を行えること	オプション				①「行なえる」→「行える」											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 指摘の通り修正			
340	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	受給者マスタの更新に併し、受給権者所得変更リストを作成できること	オプション			①受給者マスタとはどのようなものですか? また、更新とはどのような更新でしょうか? ②(EUC対応)と記載がありませんが、EUCでの対応という想定でしょうか。	①不要機能											質問	質問回答	【質問回答】 ①: 文言修正する(「受給者の所得変更情報を一覧で確認できること」) ②: 指摘対応のとおり、EUC対応の旨追記			
341	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	扶養者数カウントファイルから扶養者数不一致リストを作成できること	オプション			①扶養者数カウントファイルとはどのようなファイルでしょうか? ②扶養者数カウントファイルとは、どこから作成される(または受領する)ファイルでしょうか。	③不要機能											質問	質問回答	【質問回答】 ①②③: すでに扶養者数は自治体が保有している情報を提示する前提であるため、不一致リストは不要とする			
342	情報提供-その他	所得情報提供(年金受給者)	扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること(EUC対応)	オプション			①年金受給者において、扶養者・配偶者が登録されている対象者を確認する必要がありますでしょうか?	②不要機能											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②: 利用状況を確認の上、利用なしなら削除			
343	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	年金機構から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	必須			①公用照会における年金機構からの提供依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②この提供依頼データは現在存在せず、標準化に向けて新規作成するということでしょうか。 ③年金生活者支援給付金とは別に、左記の所得媒体に関しては、年金機構から仕様が提示されるという認識でよろしかったでしょうか。 ④システム対応していないため ⑤継続免除、免除勧奨の所得情報提供依頼、年金生活者支援給付金の所得情報提供依頼と同じインテグレーションでしょうか。 ⑥データ取込が必要は、自治体規模にもよるため、オプションとしています。	③現在は、紙ベースで依頼書が来ておりますが、手入力でもできるという想定でしょうか。											討議事項 質問	機能要件を修正 質問回答	【討議事項】 ①②③④⑤⑥: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認。ただし、本標準化に伴い、帳票出力はシステム ⑦: オプションを検討 【質問回答】 ⑧: 帳票の仕様は分科会①で提示の通り	【討議事項(共通①)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針		
344	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定、解除ができること	必須			①公用照会における年金機構からの提供依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.435と同様です。	②「解除ができること」→「解除できること」											討議事項 指摘	機能要件を修正	【討議事項】 ①③④: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認 ②: 指摘の通り修正	【討議事項(共通⑤)】 一括処理に関する要望・要件		
345	情報提供-その他	所得情報提供(年金生活者支援給付金)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること(EUC対応)	必須			①公用照会における年金機構からの提供依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.435と同様です。 ④EUC対応に対応するが、オプションでよいと思います。	機能要件を修正											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認 ④: オプションへ変更			
346	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	必須			①過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できません。 ②No.435と同様です。												討議事項	【討議事項】 ①: 複数自治体で用意しているため、残置する ②: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認	【討議事項(共通⑥)】 過去の情報の管理範囲			
347	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	免除申請書審査、障害基礎年金等の所得の審査のため、加入届提出者・裁定請求者の世帯員の各所得状況を取得できること	必須			①障害基礎年金の所得調査のために世帯員の所得状況が必要なのでしょうか? ②システム対応していないため ③No.435と同様です。	機能要件を修正											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: 実装されている団体があるため、要否について確認要			
348	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	必須			①配偶者・世帯主を特定する必要があるのは、免除の場合のみではないでしょうか? ②システム対応していないため ③No.435と同様です。												質問	質問回答	【質問回答】 ①②③: 相違なし。提供フォーマットに取込情報を定義するか検討要			
349	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データも収めた以下の帳票を出力できること 年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届/国民年金保険料免除・納付届申請書(市区町村確認書)/国民年金保険料学生納付特例申請書(市区町村確認書)	必須			①公用照会における年金機構からの提供依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.435と同様です。 ④所得情報依頼媒体を基に、出力できなくても問題ないと思います。												討議事項	【討議事項】 ①②③④: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認 ⑤: 第一回WT-分科会でシステム化を意思したため、必須とする	【討議事項(共通①)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針			
350	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	所得情報提供依頼結果媒体の情報について、照会・修正・削除できること	必須			①公用照会における年金機構からの提供依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.435と同様です。 ④修正・削除機能は、オプションとした方がよいと思います。												討議事項	【討議事項】 ①②③: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認 ④: 要件種別別の考え方が必須としたが、オプションへ変更も検討	【討議事項(共通②)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針			
351	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	所得情報データの確認用に作成された確認CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	必須			①公用照会における年金機構からの提供依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.435と同様です。	機能要件を修正											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認			
352	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	所得情報データ、継続免除該当者・非該当者に係る一覧を確認できること(EUC対応)	必須			①公用照会における年金機構からの提供依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.435と同様です。 ④EUC対応に対応するが、オプションでよいと思います。	機能要件を修正											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③④: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認 ⑤: オプションへ変更			
353	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	受給者マスタの更新に併し、受給権者所得変更リストを作成できること	オプション			①受給者マスタとはどのようなものですか? また、更新とはどのような更新でしょうか? ②(EUC対応)と記載がありませんが、EUCでの対応という想定でしょうか。												質問	質問回答	【質問回答】 ①: 内部確認要。必要に応じて削除 ②: 残置する場合、指摘のとおり、EUC対応を追記			
354	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	扶養者数カウントファイルから扶養者数不一致リストを作成できること	オプション			①扶養者数カウントファイルとはどのようなファイルでしょうか? ②扶養者数カウントファイルとは、どこから作成される(または受領する)ファイルでしょうか。												質問	質問回答	【質問回答】 ①②③: すでに扶養者数は自治体が保有している情報を提示する前提であるため、不一致リストは不要とする			
355	情報提供-その他	公用照会対応(免除年金生活者支援給付金)	16歳以上19歳未満の扶養親族、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること(EUC対応)	オプション																				
356	情報提供-その他	住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)	年金機構から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	必須			①年金機構からの調査依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②この提供依頼データは現在存在せず、標準化に向けて新規作成するということでしょうか。 ③左記の所得媒体に関しては、年金機構から仕様が提示されるという認識でよろしかったでしょうか。 ④システム対応していないため ⑤データ取込が必要は、自治体規模にもよるため、オプションとしています。 ⑥住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)が必須の機能である必要はないと思います													討議事項	【討議事項】 ①②③④⑤: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認。システム化方針についても併せて確認要 ⑥⑦: オプションとする	【討議事項(共通⑤)】 一括処理に関する要望・要件		
357	情報提供-その他	住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定、解除ができること	必須			①年金機構からの調査依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.452と同様です。 ④住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)が必須の機能である必要はないと思います	②「解除ができること」→「解除できること」											討議事項 指摘	機能要件を修正	【討議事項】 ①③④⑤: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認。システム化方針についても併せて確認要 【修正対応】 ②: 指摘の通り修正 ⑥: オプションへ変更	【討議事項(共通①)】 一括処理に関する要望・要件		
358	情報提供-その他	所得情報提供(年金生活者支援給付金)	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること(EUC対応)	必須			①年金機構からの調査依頼のデータレイアウトが不明なため実装できません。 ②システム対応していないため ③No.452と同様です。 ④住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)が必須の機能である必要はないと思います	機能要件を修正											討議事項	【討議事項】 ①②③: 現在の提供依頼形式について年金機構へ確認 ④⑤: システム化方針についても併せて確認要 ⑥: オプションへ変更	【討議事項(共通①)】 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針			
359	情報提供-その他	住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	必須			①住民記録システム情報提供の事業者に、所得情報の履歴照会が必要でしょうか? ②所得情報の履歴ではなく、住民記録システム個人情報、住民記録システム世帯情報 等の照会を行えること ③システム対応していないため ④No.452と同様です。 ⑤住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)が必須の機能である必要はないと思います												討議事項	【討議事項】 ①②③④⑤: 過去の「住民記録システム情報提供」に係る履歴を照会する旨に修正 ⑥: オプションへ変更	【討議事項(共通⑥)】 過去の情報の管理範囲			
360	情報提供-その他	住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)	被保険者に係る情報(日本人の住民記録システム個人情報、外国人の住民記録システム個人情報、住民記録システム世帯情報 等)の照会を行えること	必須			①システム対応していないため ②No.452と同様です。 ③住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)が必須の機能である必要はないと思います	機能要件を修正											指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①②③: 年金機構へ確認 ④: オプションへ変更			
361	情報提供-その他	住民記録システム情報提供(情報連携で年金機構が取得不可の情報)	外国人国籍別集計表の作成ができること	オプション			①住民記録システム情報提供としての事案でしょうか? 内容的に統計の事務ではないでしょうか? ②左記の標準と異なり、年金機構から仕様が提示されるという認識でよろしかったでしょうか。 提示されない場合、レイアウト、必要項目や集計方法の明記をお願いします。	③不要機能												指摘	機能要件を修正	【修正対応】 ①: 統計事務へ移管 ②: EUCで対応するよう記載修正 ③: オプションとして廃棄		

